

1 飯塚市地域福祉推進協議会への諮問

4 飯福祉第 56 号

令和 4 年 4 月 18 日

飯塚市地域福祉推進協議会
会長 小賀久様

飯塚市長 片峯 誠

第 3 期飯塚市地域福祉計画の策定について（諮問）

飯塚市地域福祉推進協議会規則（平成 19 年飯塚市規則 49 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、第 3 期飯塚市地域福祉計画の策定にあたり貴協議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

地域福祉計画に関する事項

2 諮問理由

平成 25 年 3 月に策定（平成 30 年 3 月改訂）した「第 2 期飯塚市地域福祉計画」の計画期間が、令和 4 年度末を以て終了するため、新たに「第 3 期飯塚市地域福祉計画（令和 5 年度～令和 15 年度）」を策定するにあたり、貴協議会に意見を求めるもの。

2 飯塚市地域福祉推進協議会からの答申

令和5年3月10日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市地域福祉推進協議会
会長 小 賀 久

第3期飯塚市地域福祉計画(案)について(答申)

令和4年4月18日付け4飯福祉第56号で諮問のありました第3期飯塚市地域福祉計画について、地域の福祉課題等の状況等を把握し、市民のご意見等を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申いたします。

本協議会としては、飯塚市がこの答申を踏まえ、本答申に示す計画の基本理念、基本目標、活動目標、取り組みの方向性などを十分に尊重するとともに、市民、各種団体、事業者等と行政が協働することにより、地域共生社会が実現されることを期待します。

記

1 審議の結果

第3期飯塚市地域福祉計画については、別添案のとおり策定されることが適当であると判断します。

2 審議の経過

本協議会は令和4年4月18日を初回とし、全7回の会議を開催し、慎重に審議を行いました。その概要は次のとおりです。

回	開催日	内容
1	令和4年4月18日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画策定スケジュールについて (2)市民アンケート調査について (3)団体ヒアリングシートについて
2	令和4年5月20日	(1)市民アンケート調査票について (2)ヒアリング団体先について (3)団体ヒアリングシートについて
3	令和4年9月29日	(1)協議会スケジュールについて (2)第3期飯塚市地域福祉計画の令和3年度推進状況について (3)市民アンケート調査の結果、市民団体ヒアリングの結果について

回	開催日	内容
4	令和4年10月25日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画の骨子(案)について
5	令和4年12月20日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集(案)について (3)第5回協議会以降のスケジュール(案)について
6	令和5年1月16日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第6回協議会以降のスケジュールについて
7	令和5年2月28日	(1)第3期飯塚市地域福祉計画(案)について (2)第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集結果について (3)第3期飯塚市地域福祉計画(案)の答申について

3 飯塚市地域福祉推進協議会委員

会 長	小賀	久
副会長	坂本	毅啓
委 員	櫻木	千津子
委 員	松原	則子
委 員	大久保	律子
委 員	友松	和恵
委 員	高岡	備子
委 員	宮田	朋子
委 員	吉良	安子
委 員	浅田	なおみ
委 員	岡松	美千代
委 員	大塚	民也
委 員	山田	清子
委 員	渡邊	福
委 員	安永	勝利
委 員	長谷部	經宜
委 員	阿波	秋子
委 員	白瀧	登美子

○飯塚市地域福祉推進協議会規則

平成19年4月1日

飯塚市規則第49号

改正 H30—23

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、飯塚市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 地域福祉に関する総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画に関する事項
- (3) 社会福祉法人が実施する地域公益事業に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉に関し必要な事項

(H30—23—改)

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 市民団体等の代表
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は、これを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(個人情報保護)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人情報の保護及び漏えいの防止に万全を期さなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会・障がい者福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日 規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

目次

資料編

1 地域福祉推進協議会開催状況	88
2 飯塚市地域福祉推進協議会委員名簿	89
3 市民アンケート調査の結果	90
4 関係団体ヒアリングの結果	111
5 地域の取り組み状況調査の結果	116
6 用語解説	123



(修正後)

資料編

1 飯塚市地域福祉推進協議会への諮問	
2 飯塚市地域福祉推進協議会からの答申	
3 飯塚市地域福祉推進協議会委員名簿	
4 飯塚市地域福祉推進協議会規則	
5 市民アンケート調査の結果	
6 関係団体ヒアリングの結果	
7 地域の取り組み状況調査の結果	
8 計画策定に伴う意見募集	
9 用語解説	